

平成 30 年 8 月 30 日
本 部 事 務 局

平成 30 年度 地方分権改革に関する提案募集への対応について

関西広域連合から提案を行った提案のうち、「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として区分された 2 項目について、所管府省の第 1 次回答が示されたことから、その回答に対する意見を下記のとおり内閣府に提出しました。

1 所管府省の第 1 次回答の結果

| 回答結果 | 項目数 | 提案内容 |
|------|-----|--|
| 対応不可 | 2 | ①通訳案内士登録業務の見直し ②広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃 |

2 所管府省の第 1 次回答及び関西広域連合の意見

(1) 通訳案内士登録業務の見直し

| | |
|------|---|
| 提案内容 | 通訳案内士登録の際に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の見直し |
| 府省意見 | <p>全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、<u>通訳案内士法等に規定する登録拒否要件*¹に該当しないか確認を行う必要がある</u>、その確認に当たっては、申請者に対して<u>健康診断書の提出を求めることにより、都道府県が迅速に処理することを可能としている</u>。</p> <p>また、提案内容にあった全国通訳案内士試験における口述試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有するか判定することを目的として行うものであり、受験者の心身障害について専門的な知識を有さない試験委員が判断することは難しい。</p> <p>さらに、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも合格後直ちに全国通訳案内士の登録手続きを執らない場合もあることから、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出をもって行うことが必要最小限の適切な方法である。</p> <p><u>履歴書についても、申請者が通訳案内士法の欠格事由*²に該当しないか確認する手段として求めているものであり、当該確認行為は、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切である</u>と考える。</p> <p>* 1：精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者 * 2：1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられた者で、刑の執行が終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者等</p> |
| 連合意見 | <p>【健康診断書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診察を拒否されたとの声が実際に届いており、<u>医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドライン作成等の適切な措置を求める。</u> <p>【履歴書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることが法等に明記されておらず、他自治体の意見からも意図が自治体に伝わっていない可能性がある。</u> <u>個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報を収集することとなる履歴書の提出は望ましくない。</u> さらに、平成30年1月4日付の各都道府県宛の通知文では、日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすると定めている。 以上のことから、<u>履歴書に代えて、関西広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの宣誓書を提出させることを求める。</u> |

(2) 広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃

| | |
|------|---|
| 提案内容 | 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。 |
| 府省意見 | 広域連合の規約で定められる事務や広域計画の項目の変更は、地方公共団体である広域連合の権能に関する事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の許可等にかからしめることとしているものである。 |
| 連合意見 | <ul style="list-style-type: none">許可制から届出制への弾力化については、平成28年度以降、提案募集制度も活用して求めているところであり、平成28年度の「関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断するとはできない」、平成29年度の「届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができない」との見解が示された。今年度は、これまで示された許可制とする理由への意見も含めて提案したところだが、第1次回答では、当該意見部分への見解を示されることなく、回答としては不十分である。広域連合としては、これまでの議論を踏まえた上での再検討を求める。 |

3 今後のスケジュール

9月上旬～中旬

○関係府省への再検討要請

10月上旬～11月中旬

○内閣府と関係府省との最終調整

12月中下旬

○地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）